

入 札 説 明 書

この入札説明書は、奈良県広域消防組合が発注する契約に関し、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

記

第 1 入札に付する事項等

工 事 名	磯城消防署移転新築工事
工 事 場 所	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 433- 1 他
工 事 期 間	契約締結日翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで
工 事 概 要	1 庁舎棟の新築工事 2 車庫棟の新築工事 3 屋外付帯工事（造成工事含む） 4 上記 1～3 に係る造成工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	免除
設計金額(予定価格)	金 1, 650, 517, 000 円（税込）
最 低 制 限 価 格	金 1, 518, 475, 640 円（税込）
前 払 金 （ 1 0 分 の 4 ）	請求可。 ただし、保証事業会社と保証契約を締結した場合のみ、前払金の支払いを発注者に請求することができる。
中 間 前 払 金 （ 1 0 分 の 2 ）	請求可。 ただし、保証事業会社と保証契約を締結し、下記 1～3 の条件を満たしている場合に中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。 1 工期の 2 分の 1 を経過していること。 2 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 3 工事の進捗出来高が請負金額の 2 分の 1 以上に達していること。

第 2 入札に参加する者に必要な資格

1 奈良県が発注する建築一式工事の入札に参加する者として登録されている者であり、下記（1）～（9）の要件を満たしていること。	
（1）入札参加形態	
2 者又は 3 者の特定建設工事共同企業体とする。ただし、共同企業体構成員は、2 以上の共同企業体構成員となることはできない。	
（2）施工方式と共同企業体構成員の出資比率	

共同施工方式とし、共同企業体構成員の出資比率について、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上であり、かつ、共同企業体代表者の出資比率については、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。	
(3) 共同企業体構成員の地域条件	組合管内本店業者、組合管内準本店業者、奈良県内本店業者又は奈良県内準本店業者であること。ただし、組合管内本店業者又は組合管内準本店業者の構成員を1者以上含むこと。
(4) 共同企業体構成員の総合評定値(P)	建築一式工事が900点以上であること。
(5) 共同企業体構成員の資本金	資本金4,000万円以上の法人であること。
(6) 共同企業体構成員の建設業許可	特定建設業の建築工事業許可であること。
(7) 共同企業体構成員の配置技術者	建築工事業に係る1級の資格を有する監理技術者を工事期間中専任で配置できること。なお、監理技術者を置くことが必要な工事については、共同企業体代表者の監理技術者をもって充てること。また、共同企業体各構成員と、入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準として3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
(8) 共同企業体構成員の配置技術者実績	過去10年以内に建築一式工事に係る監理技術者として従事経験を有すること。
(9) 共同企業体構成員の会社施工実績	過去10年以内に単体又は共同企業体構成員として契約金額3億3,000万円以上の建築一式工事元請実績1件以上を有すること。
2	奈良県広域消防組合において入札参加資格停止の期間中の者でないこと。
3	地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。

第3 入札参加資格の確認等

この入札に参加しようとする者は、共同企業体ごとに代表者が下記1～3の書類を提出し、入札の参加資格について確認を受けなければならない。

- 1 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- 2 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書
- 3 委任状(構成員数分)

上記1～3の書類は、奈良県広域消防組合指定様式によるものとする。様式は、奈良県広域消防組合インターネットホームページ「入札情報」→「入札」→「入札公告」→「磯城消防署移転新築工事」よりダウンロードすることができる。

(ホームページアドレス <http://www.naraksk119.jp/>)

入札参加申請受付期間	令和6年4月11日13時から令和6年5月8日12時まで
提出方法	FAXによる。FAX番号：0744-21-6625
提出先	奈良県広域消防組合消防本部 総務部財政課契約係

仕 様 書 の 閲 覧	<p>入札公告と共に掲出している。</p> <p>ただし、設計図にあつては、入札参加申請のあった共同企業体の代表者に対し、構成員数分の電子データ（CD - R）を随時郵送にて送付する。なお、希望する者には、上記提出先において4月11日以降に手渡しすることも可とする。</p> <p>※設計図の複製は認めないものとし、入札執行後に返却すること。</p>
-------------	---

※入札参加資格の確認により入札参加資格を認められなかった者には、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。

※入札参加資格が認められた者への通知の発送は行わない。

※入札参加資格確認後、入札参加資格条件を欠く事実が発生した場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

第4 現場確認

1 現場確認は下記の日程で行う予定としておりますので、希望する場合は電話で受付すること。

受 付 時 間	設定していません。
連 絡 先	
電 話 番 号	

2 現場確認日程

実 施 日	設定していません。
時 間	
特 記 事 項	

※現場確認は希望者のみとし、入札の参加資格に影響しない。

※仕様書に関する質疑は、現場確認時には受け付けないものとする。

第5 同等品承認

1 同等品を申請しようとする者は下記のとおり申請すること。

申 請 期 限	設定していません。
申 請 先	
連 絡 先	
申 請 方 法	

2 同等品承認申請に対する回答

回 答 期 限	設定していません。
回 答 方 法	

※同等品承認申請書は奈良県広域消防組合ホームページの「入札情報」→「その他情報」→「入札・契約関係各種様式」→「建設工事関係様式」よりダウンロードすることができる。

第6 質疑及び回答

仕様書に関する質疑は、共同企業体ごとに代表者がFAXにより提出することとし、質疑のない場合もその旨を記載のうえFAX送信すること。質疑書は、奈良県広域消防組合指定様式によるも

のとする。様式は、奈良県広域消防組合インターネットホームページ「入札情報」→「入札」→「入札公告」→「磯城消防署移転新築工事」よりダウンロードすることができる。

質 疑 期 日	令和6年5月10日 12時まで
あ て 先	奈良県広域消組合 管理者 (担当 総務部財政課契約係)
送 信 先	F A X 番号 0744-21-6625
質 疑 回 答	令和6年5月16日 17時まで
回 答 方 法	入札参加資格が認められた全ての共同企業体の代表者に F A X で回報

※質疑期日を過ぎて届いた質疑書は受け付けない。

※必ず質疑回答送信先 F A X 番号及び担当者名を明記すること。

※仕様書に関する質疑のみ受け付ける。

※質疑が1件に達しなかった場合、回答の F A X は行わない。

※入札参加資格が認められなかった者の提出した質疑の回答は行わない。

第7 入開札年月日及び場所

入 札 の 方 法	郵便方式 ※持参による入札は認めない。 入札書は、共同企業体ごとに代表者が作成し、封書に入れ、封筒を用いて簡易書留又は一般書留の方法により郵送すること。 入札書は、奈良県広域消防組合指定様式によるものとする。様式は、奈良県広域消防組合インターネットホームページ「入札情報」→「入札」→「入札公告」→「磯城消防署移転新築工事」よりダウンロードすることができる。 封書及び封筒については、上記に作成例を掲出しているのので、参考にして作成すること。
郵 便 入 札 書 送 付 先	〒634-0816 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3 奈良県広域消防組合消防本部総務部財政課契約係
郵 便 入 札 書 到 着 期 限	令和6年5月22日 17時00分まで 郵送された入札書が上記送付先へ到着するまでの期限日時とする。
開 札 日 時	令和6年5月23日 10時00分
開 札 場 所	奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3 奈良県広域消防組合消防本部 南館2階会議室

※入札公告と共に掲出している「**郵便入札執行フロー**」を参照すること。

※入札に参加できないときは、郵便入札書到着期限までに入札辞退届を提出すること。入札辞退届は、奈良県広域消防組合指定様式によるものとする。様式は、奈良県広域消防組合インターネットホームページ「入札情報」→「入札」→「入札公告」→「磯城消防署移転新築工事」よりダウンロードすることができる。

※開札の傍聴を希望する者は、事前に開札事務従事者へ申し出ることとし、入札を公正に執行することができるものと認められる場合のみ傍聴できるものとする。ただし、傍聴人が入開札の秩序を乱し、開札事務執行の妨害となるような行為をした場合、又は傍聴人に不穏な言動がみられた

場合は、開札事務従事者の判断により退場させることもあり得る。

※開札時刻は、開札事務従事者の判断により場合によっては遅らせることもあり得る。

第8 入札単位及び契約の種別等

入 札 単 位	契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む額）の110分の100に相当する金額
契 約 の 種 別	工事請負契約
そ の 他 特 記 事 項	落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する金額を加算した金額である。

第9 入札者心得

- 1 入札者は、郵便入札書到着期限を厳守しなければならない。
- 2 開札室においては、静粛にしなければならない。
- 3 開札立会人以外の者は、管理者の許可なく開札室に立ち入ってはならない。
- 4 いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消は認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第10 入札の無効又は失格

次の各号に該当する入札は無効又は失格とする。

- 1 入札書に記名押印を欠く入札
- 2 入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札
- 3 入札書の入札金額を加除訂正した入札又は判読し難いと認められる入札
- 4 同一入札者がなした2以上の入札
- 5 錯誤による入札
- 6 入札に参加する資格を有しない者のなした入札
- 7 入札に際して、公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため談合をしたと認められる者による入札
- 8 入札者の記名、金額、入札件名、年月日、宛名の記載がない等、入札に関する条件に違反した入札
- 9 開札事務従事者の指示に従わない等、開札室の秩序を乱した者の入札
- 10 管理者が指定する入札書以外を使用した入札
- 11 所定の日時までには到達しなかった入札
- 12 工事費内訳が記載されていない入札

第11 入札に関する注意事項

- 1 入札者は、仕様書及び契約内容を十分検討のうえ入札をしなければならない。
- 2 入札書は、当消防組合指定の入札書により作成して提出しなければならない。
- 3 入札書には、入札者が記名押印し、金額、入札件名、年月日、宛名を記入しなければならない。
- 4 すでに郵送した入札書は、開札の前後を問わず、これを引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札にあたって競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独立して入札価格を定めなければならない。
- 7 入札者は、落札の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 8 入札者が談合し、又は不穩の言動をする等、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第 12 落札者（事後審査型の場合は落札候補者）の決定

- 1 入札者のうち、入札が設計金額（税抜き）の制限の範囲以内で、かつ最低制限比較価格（税抜き）以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、開札事務従事者において「くじ引き」を実施し、落札候補者を決定する。
- 3 入札回数は 1 回とする。また、入札の結果、予定価格に達する入札がなかった場合は、入札を中止する。
- 4 開札の結果、落札候補者と認められた者は、共同企業体の代表者が各構成員の入札参加資格条件を証する下記（1）～（4）の事後審査書類の提出を行い、落札者としての審査を受けなければならない。なお、（3）及び（4）の書類については、奈良県広域消防組合指定様式によるものとする。様式は、奈良県広域消防組合インターネットホームページ「入札情報」→「入札」→「入札公告」→「磯城消防署移転新築工事」よりダウンロードすることができる。
 - （1）建設業法第 5 条の申請により交付された建設業許可書の写し
 - （2）建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査結果（審査基準日が入札参加資格確認申請書の提出期限日を基準とし 1 年 7 か月以内のものに限る。）
 - （3）工事实績報告書
 - （4）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書
- 5 落札者となった場合は、速やかに工事費内訳明細書（中項目程度）を提出すること。

第 13 その他

- 1 契約書は、奈良県広域消防組合指定のものを使用しなければならない。
- 2 本件は、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 26 年条例第 32 号）に基づき、奈良県広域消防組合議会の議決を得て落札者（本契約）となる。否決された場合は、当該契約は不成立となることに留意すること。

- 3 本入札は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び奈良県広域消防組合契約規則（平成 26 年規則第 33 号）その他要綱等に基づくものとする。
- 4 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

第 14 問い合わせ先

〒634-0816

奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

奈良県広域消防組合消防本部総務部財政課契約係

電話 番号 0744-26-0119

F A X 番号 0744-21-6625